

瀬戸市訓令第7号

本 庁  
公 所

瀬戸市職員研修規程（平成13年瀬戸市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(研修の計画) 第9条 <u>人事課長</u> は、研修（職場研修を除く。）の基本計画を定め、市長の承認を受けなければならない。	(研修の計画) 第9条 <u>人事室長</u> は、研修（職場研修を除く。）の基本計画を定め、市長の承認を受けなければならない。
(研修効果の測定) 第11条 <u>人事課長</u> は、研修の終了後、その効果を測定するため、試験その他の方法で調査を行うことができる。	(研修効果の測定) 第11条 <u>人事室長</u> は、研修の終了後、その効果を測定するため、試験その他の方法で調査を行うことができる。
(研修の実施報告) 第12条 <u>人事課長</u> は、研修の終了後、研修実施報告書を作成し、市長に報告しなければならない。	(研修の実施報告) 第12条 <u>人事室長</u> は、研修の終了後、研修実施報告書を作成し、市長に報告しなければならない。
(研修記録) 第14条 <u>人事課長</u> は、職員の研修受講状況を明らかにする記録を整理し、保存しなければならない。	(研修記録) 第14条 <u>人事室長</u> は、職員の研修受講状況を明らかにする記録を整理し、保存しなければならない。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。